

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う乳幼児健康診査（集団健診）の対応について

1 概要

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「3つの条件が同時に重なる場」を避ける措置として、全国や市内の感染状況を鑑み、現在休止している乳幼児健康診査（1歳6か月児・3歳児）における集団健診を再開するまでの間、個別健診に切り替えるもの。

2 現状・背景

- ・1歳6か月児健診は全市にて集団健診を行い、3歳児健診は浜北区・天竜区のみ集団健診（他5区の医科は医療機関にて個別健診、歯科は集団健診）を実施している。（別紙参照）
- ・厚生労働省通知（R2.4.10事務連絡）において、感染拡大防止対策として、集団健診については原則として延期することとされている。なお、延期等により健康診査を受診できない幼児には別の機会に健康診査を受ける機会を設けることと明記されている。
- ・本市では、感染拡大防止のため、令和2年4月から集団健診（1歳6か月児及び3歳児）を休止している。（対象者には個別に連絡）
- ・上記の健康診査は母子保健法第12条に規定され、市町村は実施する義務がある。

3 実施方法（医科）

集団健診休止期間中の対象者は、医療機関における個別健診で対応する。

項目	1歳6か月児健診	3歳児健診
対象地区	全市	浜北区・天竜区
健診中止期間中の対象者数	500人／月	90人／月
個別健診開始予定時期	7月	6月
備考	実施内容、契約内容等を医師会と調整後に実施	現在5区で実施している個別健診の制度を活用

- ・集団健診再開までの間、健診対象者へ受診券を毎月発送
- ・歯科健診の実施方法等については、歯科医師会と対応協議中

4 予算（影響額）

① 1歳6か月児健診

1,602千円／月の増額（内訳：個別3,207千円／月－集団1,605千円／月）

② 3歳児健診

417千円／月の増額（内訳：個別616千円／月－集団199千円／月）

- ・予算額内訳：個別健診は健診委託料、集団健診は医師報酬、会計年度任用職員報酬を計上
- ・予算は、妊産婦乳幼児健康診査事業内の既存の委託料にて執行し、2月補正にて精算